

社会科学研究所「人を対象とする研究」倫理指針

(目的)

第1条 この指針は、社会科学研究所において、「人を対象とする研究」を実施する際に、研究者が遵守すべき倫理基準を示すとともに、研究の安全性及び倫理的妥当性を確保するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この指針における用語の定義は、下記の各号に定めるところによる。

- (1)「人を対象とする研究」 現存する人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身などに関する情報、データ、人の身体に由来する試料などを収集・採取して行われる研究。
- (2)「研究者」 人を対象とする研究を、中央大学を主たる研究場所として計画し、あるいは実施する本研究所の研究員、客員研究員、準研究員。
- (3)「対象者」 人を対象とする研究の対象となる者及び情報、データ、試料などを提供する者。
- (4)「個人の資料及び情報」 個人の資料とは、人を対象とする研究に用いるために収集・採取した行動、環境、心身などに関する情報、データ、人の身体に由来する試料など。また、個人の情報とは、氏名、性別、生年月日など、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものも含む）。

(理念と遵守事項)

- 第3条 研究者は、対象者の生命の尊厳及び個人の尊厳を尊重し、その基本的人権を擁護することを第一としなければならない。研究の利益を対象者の尊厳に優先させてはならない。
- 2 研究者は、個人の資料及び情報を収集・採取するときは、適切かつ安心・安全な方法で行い、対象者に身体的、精神的負担及び苦痛をできる限り与えないよう努めなければならない。
 - 3 研究者は、国際的に認められた規範、国内の法令及び本学の諸規程に従って、対象者に係る個人情報適切に取り扱い、保護しなければならない。
 - 4 研究者は、在職中及び退職後も、研究上知り得た個人情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
 - 5 研究者は、実施中の研究が、本指針に違反した場合または違反する恐れが生じた場合は、研究の中止等の措置を講じなければならない。

(研究者の説明責任)

- 第4条 研究者が個人の資料及び情報を収集、採取するときは、対象者に対して研究の意義、目的、方法について、事前に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 研究者は、個人の資料及び情報を収集、採取するにあたり、対象者にとって何らかの身体的、精神的負担、苦痛あるいは危険を伴うことが予見される場合は、その予見される状況を事前に分かりやすく対象者に説明しなければならない。

(対象者の同意手続)

第5条 研究者が、個人の資料及び情報を収集、採取するときは、事前に対象者の同意を得なければならない。

- 2 対象者が前項にいう同意を付与する能力がないと判断される場合は、倫理審査委員会の承認を得て、本人に代わる者からの同意をもって本人の同意とみなす。
- 3 対象者から本条第1項にいう同意を得る場合、文書でもって行う。
- 4 対象者が本条第1項にいう同意を撤回したときは、その資料及び情報を廃棄しなければならない。ただし、既に研究成果として公表されている資料及び情報についてはこの限りでない。
- 5 対象者から当該個人の資料及び情報の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

(謝礼の提供)

第6条 研究者が対象者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲のものでなければならない。また、その受け払いは適切に管理しなければならない。

(資料・情報の保存・管理)

第7条 研究計画が記載された書類や研究計画に関わる契約書は、研究が終了・中止した年度の翌年度から、少なくとも5年間は保存しなければならない。研究者は、対象者のプライバシー権をはじめとする人権を侵害しないよう、対象者から得た資料・情報を格別の注意をもって管理しなければならない。

(成果の公表)

第8条 研究者は、研究成果の公表にあたり対象者が特定されないよう適当な措置を講じなければならない。

(研究計画・研究成果の審査)

第9条 社会科学研究所は、人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、社会科学研究所の刊行物に掲載予定の研究成果（その研究計画を含む）について審査を行う。

- 2 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(改廃)

第10条 この指針の改廃は、社会科学研究所運営委員会の議を経て、社会科学研究所研究員会において決定する。

附 則

この指針は、2020年4月1日から施行する。

2020年3月6日 運営委員会、研究員会承認